

---

# 第3次砺波市障がい者福祉計画

令和3年度～令和8年度

## 第6期砺波市障がい福祉計画 第2期砺波市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

---



令和3年3月

砺波市



## はじめに

本市では平成28年3月に「第2次砺波市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この間、国では、障がいのある人の地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（平成30年）や、文化芸術活動を通じて障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年）など、障がい者が自立し、共生する社会の実現に向けた法整備が進められています。

このような状況の中、本市では今後6年間の障がい者施策を推進していくため、「第3次砺波市障がい者福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「障がいの有無に関わらず誰もが差別を受けることなく尊重され、地域の中で自立し共に支えあって生きる『共生社会』の実現」を、基本理念に掲げ、各種施策に取り組むこととしています。

また、障がい者福祉計画のうち、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画となる「第5期砺波市障がい者福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの実績や、本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、第6期計画を策定し、障がい福祉サービス等の確保に努めていくこととしています。

今後、コロナ禍で「新しい生活様式」が求められる中、この計画を実現していくためには、福祉関係者のみならず、市民の皆様を始めとして、広く関係機関や団体、企業などがお互いに連携して取り組んでいくことが従前にも増して大切であると考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力をいただきました砺波市福祉計画策定委員の皆様をはじめ、地区懇談会、アンケート調査等を通じてご意見等をいただきました障がい者団体や関係機関の方々に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

砺波市長 夏野 修



## 目次

## 第1編 第3次 砺波市障がい者福祉計画

<b>第1章 計画の概要</b> -----	1
1 計画策定の趣旨-----	1
2 計画の位置付け-----	2
3 計画の期間-----	3
4 計画の対象者-----	3
5 計画策定の体制-----	3
<b>第2章 障がい者を取りまく現状</b> -----	4
1 市の概況と人口構造の変化-----	4
2 障がい者の現状-----	6
3 福祉サービス利用の状況-----	17
4 当事者とその家族の意見からみえる障がい者福祉の課題-----	19
5 障がい者福祉についてのアンケート結果-----	22
6 第2次計画の評価と課題-----	28
7 課題の整理-----	34
<b>第3章 基本構想</b> -----	36
1 基本理念-----	36
2 基本方針-----	37
3 基本的視点-----	37
4 基本目標-----	38
<b>第4章 施策の方向</b> -----	40
目標1 障がい福祉サービスと就労支援の充実-----	40
(1) 総合的な自立支援体制の構築-----	40
(2) 就労支援の推進-----	43
(3) 療育・教育体制の充実-----	46
目標2 社会参加と相談支援の充実-----	49
(1) 障がい者の理解と相談支援体制の充実-----	49
(2) 助けあい・支えあいの地域福祉の推進-----	52
(3) 健康づくりの推進-----	54
(4) 生活環境の整備-----	58
(5) 防犯・防災対策の充実-----	62

第5章 計画の推進	64
1 総合的な取組の推進	64
2 地域における関係団体、民間企業等との連携	64
3 国・県の制度との調整	64
4 計画の達成状況の点検及び評価	64

#### 附属資料

〔資料1〕 砺波市福祉計画策定委員会等開催状況	65
〔資料2〕 砺波市福祉計画策定の経過	66
〔資料3〕 砺波市福祉計画策定委員等名簿	67
〔資料4〕 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱	69

## 第2編 第6期 砺波市障がい福祉計画 第2期 砺波市障がい児福祉計画

第1章 計画の概要	70
1 計画策定の趣旨	70
2 計画の位置付け	71
3 計画の基本理念	72
4 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	73
5 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	74
6 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	74
7 計画の期間	75
8 計画の策定体制	76
9 障がい福祉サービスの体系	82
第2章 令和5年度の数値目標の設定	84
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	84
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	86
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	87
4 福祉施設から一般就労への移行等	88
5 障がい児支援の提供体制の整備等	91
6 相談支援体制の充実・強化等	92
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	92
8 障がい福祉サービス等のサービス見込量	93
(1) 訪問系サービス	93
(2) 日中活動系サービス	95
(3) 居住系サービス	98
(4) 相談支援	100

9	児童福祉法による障がい児支援のサービス見込量	102
10	その他の活動指標	105
	(1) 発達障がい児に対する支援	105
	(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	105
	(3) 相談支援体制充実・強化のための取組	106
	(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組	106
11	地域生活支援事業のサービス見込量	107
	(1) 理解促進研修・啓発事業	107
	(2) 自発的活動支援事業	108
	(3) 相談支援事業	109
	(4) 成年後見制度利用支援事業	111
	(5) 意思疎通支援事業	112
	(6) 日常生活用具給付等事業	113
	(7) 手話奉仕員養成研修事業	114
	(8) 移動支援事業	115
	(9) 地域活動支援センター	116
	(10) その他の事業（任意事業）	117
<b>第3章 計画の推進</b>		121
1	計画の達成状況の点検・評価と見直し	121
2	関係機関等との連携	121
3	国・県の制度との調整	121
<b>附属資料</b>		
[資料1]	障がい福祉計画策定委員会等開催状況	122
[資料2]	砺波市障がい福祉計画策定委員会等名簿	123
[資料3]	砺波市福祉計画策定委員会設置要綱	125
	用語解説	126
	障がい福祉サービス事業者一覧	133

#### 「障がい者」等の表記について

本計画では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や法令上の規定、団体や施設名等の固有名詞については、引き続き漢字で表記をしています。このため、本計画では「がい」と「害」を使い分けています。

